

第13回教育委員会（定）

開会日時 令和元年 6月 13日（木） 午前 10時00分
閉会日時 午前 10時55分
開会場所 教育委員会室

出席者

教 育 長	中 川 修 一
委 員	高 野 佐 紀 子
委 員	青 木 義 男
委 員	松 澤 智 昭
委 員	上 野 広 治

出席事務局職員

事務局次長	藤 田 浩 二 郎	地域教育力担当部長	松 田 玲 子
教育総務課長	木 曾 博	学 務 課 長	星 野 邦 彦
生涯学習課長	水 野 博 史	地域教育力推進課長	諸 橋 達 昭
指導室長	門 野 吉 保	教育支援センター所長	平 沢 安 正
新しい学校づくり課長	渡 辺 五 樹	学校配置調整担当課長	大 森 恒 二
施設整備担当副参事	千 葉 亨 二	中央図書館長	大 橋 薫

署名委員

教育長

委 員

午前 10時 00分 開会

教 育 長 おはようございます。本日は、4名の委員の出席を得ましたので、委員会は成
立いたしました。

それでは、ただいまから、令和元年第13回の教育委員会（定例会）を開催い
たします。

本日の会議に出席する職員は、藤田次長、松田地域教育力担当部長、木曾教育
総務課長、星野学務課長、水野生涯学習課長、諸橋地域教育力推進課長、門野指
導室長、平沢教育支援センター所長、渡辺新しい学校づくり課長、大森学校配置
調整担当課長、千葉施設整備担当副参事、大橋中央図書館長、以上12名でござ
います。

本日の議事録署名委員は、会議規則第29条により、上野委員にお願いいたし
ます。

本日の委員会は、2名から傍聴申し出がなされており、会議規則第30条によ
り許可しましたので、お知らせいたします。

○議事

日程第一～ 請願第1号～ 板橋区の小学校教科書採択に関する請願（継続）

日程第十四 請願第14号

（指導室）

教 育 長 それでは、議事に入ります。日程第一から日程第十四 請願第1号から請願第
14号「板橋区の小学校教科書採択に関する請願」につきましては、5月31日
に開催された教育委員会で審議し、教科書選定作業を適正かつ公正に進めるため、
継続審議といたしました。

現在、教科書の審議を行っておりますので、継続審議とすることにご異議ござ
いませんか。

（はい）

教 育 長 では、そのように決定いたします。

○報告事項

1. 人事情報（都費職員・令和元年5月分）

（指－1・指導室）

（区費職員・令和元年5月分）

（総－1・教育総務課）

教 育 長 それでは、報告事項を聴取します。報告1「人事情報」について、初めに都費
職員について、指導室長から、続いて、区費職員について、教育総務課長から報
告願います。

指 導 室 長 それでは、資料「指－1」をご覧ください。

正規職員についてご報告いたします。

5月末の教職員数は、括弧内の休職者などを含めて、総勢1,898人です。
先月と比較しまして、増減はございません。

括弧内の休職者数ですが、全体として102人で、先月と比較しまして6名の増となっております。

期限付任用教員についてです。

5月末の期限付任用教員の数は15人で、4月末現在より1名増となっております。

説明は以上でございます。

教育総務課長

続きまして、区費職員について、資料「総-1」をご覧ください。

最初に、一般職員・再任用職員・再雇用職員の令和元年5月31日現在の職員数です。

総計欄にありますように、143人は前月と変更がございません。

続きまして、資料の2ページ、非常勤職員です。

こちらの合計欄です。787人は、先月から11名増です。

その内訳は、学習指導講師が8名増、特別支援学級介添員が2名増、特別支援教育巡回指導講師が2名増の一方、天津わかしお学校非常勤看護師が1名減となっております。都合11名増でございます。

説明は以上でございます。

教 育 長

質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

今年度、131名の新規採用教員が入ったということですが、その勤務状況、病気休職等の状況は、現在のところ、いかがでしょうか。

指 導 室 長

現在のところ、各学校で順調に勤務が続いているというお話は聞いております。

教 育 長

ありがとうございます。

そのほか、よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

2. 令和元年度「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価」外部評価ヒアリングの実施及び一次評価結果の報告について

(総-2・教育総務課)

教 育 長

それでは、報告2「令和元年度「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価」外部評価ヒアリングの実施及び一次評価結果の報告」について、教育総務課長から報告願います。

教育総務課長

それでは、資料「総－２」をご覧ください。

最初に、資料の１ページです。

１、外部評価ヒアリングについてです。

（１）外部評価委員は記載の４名でございます。

学識経験者の委員が２名と保護者代表の委員が２名の構成となります。

（２）外部評価実施日及び開催場所は、記載の２日間で実施いたします。

（３）実施方法ですが、外部評価委員は、一次評価、各所管課長による事務事業評価及び各所管部長による施策評価結果及び各所管課長・担当係長へのヒアリングをした結果を基に、施策及び施策を構成する事務事業の評価を行います。

資料の２ページになります。

（４）外部評価対象事業については、平成３０年度に実施した「いたばし学び支援プラン２０１８」の９つの重点施策に関する事務事業及びすべての方向性に共通する事業並びに特別に評価すべき事業として、服務規律の確保、体罰、個人情報保護及び教職員の働き方改革を外部評価対象事業といたします。

続いて、２です。

一次評価結果については、後ほど、別紙で説明をさせていただきます。

３の点検・評価全体スケジュールですが、外部評価を７月中に実施し、外部評価結果の報告及び二次評価の作成依頼を８月上旬の教育委員会にて行う予定でございます。

１０月上旬には教育委員会評価を決定していただき、その後、区議会にて報告し、公表する予定でございます。

続いて、資料の３ページです。

４、評価評語等については記載にあるとおりです。

それでは、一次評価の内容に関して、別紙１により概要を説明させていただきます。

別紙１の資料をご覧ください。

まず、別紙１「令和元年度 教育委員会が行う点検・評価 評価表」は、それぞれの事務事業を取りまとめた重要施策に対する評価表でございます。

上段（１）が所管課長による事務事業評価、下段（２）が所管部長による施策評価になります。

最初に、施策番号１「確かな学力の定着・向上」は、９つの事務事業により構成されております。

（１）所管課長による事務事業評価では、事業番号３及び４は、フィードバック学習に関連する事務事業で、いずれも評価評語は「達成」とし、改善の方向性は「事業の廃止」となっております。

その理由は、計画事業として、フィードバック学習方式について一定の成果を認められるため廃止とし、課題として顕在化しました「読み解く力の育成」にシフトすることとしたためでございます。

続いて、事業番号６「理科教育重点モデル校事業の実施」の評価評語は「達

成」とし、改善の方向性は「事業の廃止」とした理由ですが、モデル校事業の研究
成果として、板橋区版理科実験指導書の作成が完了したためでございます。

続いて、下段の（２）所管部長による施策評価です。

今後の展開方針については、読み解く力の育成及びプログラミング的思考の育
成に注力することを述べています。

続いて、資料の３ページです。

施策番号２「豊かな人間性の育成」は、７つの事務事業により構成されてお
ります。

（１）所管課長による事務事業評価は、「順調」または「概ね順調」という状
況でございます。

（２）所管部長による施策評価の今後の展開方針については、E S Dの考え方
を取り入れた環境教育に取り組んでいくことを述べています。

続いて、資料の５ページです。

施策番号３「東京２０２０オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とし
た教育の推進」は、８つの事務事業により構成されております。

（１）所管課長による事務事業評価において、事業番号１７「行動体力の向上
に向けた一校一取組活動の推進」の評価評語が「未達成」の理由は、体力合計点
の区の平均値が目標値に達していなかったためでございます。

また、事業番号１９「子どもの健康づくり事業」の評価評語が「達成」で、改
善の方向性が「事業の廃止」になった理由は、タニタとの連携事業である「いた
ばしライフスタイル」について事業成果が取りまとめられて、各小学校に発信が
なされたことにより、計画事業としては、一旦、廃止するものでございます。

（２）所管部長による施策評価の今後の展開方針については、各学校園のオリ
ンピック・パラリンピック教育プランに基づいた取組を継続し、体験学習を中心
とした学習をレガシーとして残していくことを述べております。

続いて、資料の７ページです。

施策番号４「誰もが希望する質の高い教育を受けられる環境の整備」は、１０
の事務事業により構成されております。

（１）所管課長による事務事業評価において、不登校関連の事業番号３１及び
３２の評価評語が「停滞」となっている理由についてですが、板橋区全体の不登
校出現率が高く、改善に課題が残っている状況であるためでございます。

続いて、（２）所管部長による施策評価の今後の展開方針についてです。

全中学校への特別支援教室の導入や、携わる教員の指導力向上など、特別支援
教育の充実を図ること、各学校の不登校対策を推進すること、子どもの居場所づ
くりを進め、誰もが質の高い教育を受けられるよう環境整備に努めることを述
べております。

続いて、資料の９ページです。

施策番号５「保幼小中のつながりある教育の実現」は、５つの事務事業により
構成されております。

（１）所管課長による事務事業評価の評価評語は全て「順調」という状況でご

ざいます。

(2) 所管部長による施策評価の今後の展開方針ですが、学びのエリアごとの特性を踏まえ、小中一貫教育を推進していくことについて述べてございます。

続いて、資料の11ページです。

施策番号6「安心・安全な教育の推進と学校環境の整備」は、8つの事務事業により構成されております。

(1) 所管課長による事務事業評価の評価評語は全て「順調」という状況です。

(2) 所管部長による施策評価の今後の展開方針についてですが、各学校における安全教育を推進・充実していくこと及びスマートフォン等情報端末の使用に関する正しい知識を身に付け、犯罪被害の未然防止を図ること等について述べてございます。

続いて、資料の13ページです。

施策番号7「地域による学び支援活動の促進」は、5つの事務事業により構成されております。

(1) 所管課長による事務事業評価の事業番号50「地域人材育成の支援」の評価評語が「未達成」となっている理由は、ICT学校支援が学校のタブレット配置に対応できず未実施になったこと及びボランティア市民活動フォーラムの取組の一部を達成できなかったためでございます。

(2) 所管部長による施策評価の今後の展開方針ですが、板橋区コミュニティ・スクールの先行導入に向けて注力することを述べてございます。

続いて、資料の15ページです。

施策番号8「生涯学習社会へ向けた取組の充実」は、7つの事務事業により構成されております。

(1) 所管課長による事務事業評価の事業番号57「子ども読書活動推進計画に基づく読書の機会拡大」の評価評語が「停滞」になっている理由ですが、一般用読書通帳の配布数の伸び悩みということでございます。

(2) 所管部長による施策評価の今後の展開方針ですが、中央図書館の改築を契機に、図書資料の充実や読書活動等の事業を推進すること、「i-y-o-u-t-h」について、若者が主体的に事業の企画・運営に携わり、不登校等の悩みを抱えた若者が安心して過ごせる場をめざすこと、文化財等について、適切に保存・活用を図り、魅力・価値をアピールしていくことについて述べてございます。

続いて、資料の17ページです。

施策番号9「家庭における教育力向上への支援」は、3つの事務事業により構成されております。

(1) 所管課長による事務事業評価の評価評語は「順調」または「概ね順調」という状況です。

(2) 所管部長による施策評価の今後の展開方針ですが、「家庭教育支援チーム」による訪問型支援を充実し、事業の充実を図ること等について述べてございます。

続いて、資料の19ページです。

すべての方向性に共通する事業は、5つの事務事業で構成されております。

(1) 所管課長による事務事業評価の評価評語は「順調」または「概ね順調」という状況でございます。

(2) 所管部長による施策評価の今後の展開方針については、教職員の働き方改革を計画的に推進していくこと、広報活動の充実を図っていくことについて述べてございます。

以下、平成29年度の二次評価への対応状況については、別紙3として添付してございます。

雑駁ですが、説明は以上になります。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高 野 委 員 フィードバック学習が廃止になるということなのですが、今まで子どもたちのできる、できないというところをしっかりと見て、フィードバック学習教材を補習授業や夏休みなどに利用していました。今後は東京ベーシック・ドリルを使うということですが、その子どもに合ったものとして、どこを学べば良いのかということは、フィードバック学習教材がなくなっても分かるようになっているのでしょうか。

指 導 室 長 ご指摘いただきましたフィードバック学習教材につきましては、テスト自体は、つまずきの状況テストで確認するということが最大の特徴だったのですが、そのテスト自体を実施しなくなりますので、その子どもに本当の意味でこの教材を適したもので活用するという事は、少し難しくなりますが、これまでの概ね10年間に積んできた傾向というものがありますので、このような問題につまづいている子どもには、このような問題が適しているだろうというものが学校には、当然、蓄積されています。

また、フィードバック学習教材につきましては、少しずつ改訂を加えながら、学校で使えるような体制を整えておりますので、子どもたちにとってみると、東京ベーシック・ドリルでも、フィードバック学習教材でも、子どもたちに適したものが与えられるという観点で、授業自体は変えていきたいと思っています。

高 野 委 員 全体をとおして、数値目標を達成したかというところが大きいと思うのですが、その先にある、事業の本当の目標というものに関して、もう少し考えていただいた方が良いのではないかと感じたものがいくつかありました。

例えば小学校入学前に身に付けたい10の生活習慣チェックシートは、アンケート結果を見ると、生活習慣が身に付いているから、もうチェックシートを利用しないという回答が多かったので、アンケートの内容を見直していくというようなことが書いてあったのですが、大きな目標や目的としては、子どもたちが入学するときどのような生活習慣を身に付けてもらいたいというところなので、チェックシートの活用が先なのか、子どもたちが生活習慣を身に付けることが先なの

か、その辺りをしっかりと考えていただきたいと思いました。

また、例えば読書通帳についても、学校での配布が一通り終わって、新たに入ってくる新入生にも配布しているということで、目標は達成となっているように、これを読むと感じられるのですが、本来の目的としては、読書通帳を活用して子どもたちの読書活動がどのように変わってきたのか、充実してきたのかということだと思います。

ですから、配布して終わりということではなく、その先を知りたい、その先をしっかりと見ていっていただきたいということが、全体を見て感じたことです。

教育総務課長 根本的な本来の目的を改善することに、評価の意味合いがあります。

所管ではなかなか見えてこない部分を補完するというので、この点検・評価の意味合いがありますので、今後、外部評価、あるいは教育委員の皆様の評価、意見等を踏まえて、しっかりと施策に反映させていきたいと思っています。

松澤委員 お話を伺っていて、教育の継続性と達成についての認識が違うのではないかと感じました。

評価評語は「順調」「概ね順調」「停滞」「未達成」、そして「達成」という形になっていまして、評価標語が「達成」とされた事業については、改善の方向性が「事業の廃止」となっております。

例えば学習指導要領が変わったため、それに合った新しいものに内容を変えていくというようなことについては分かるのですが、先ほど高野委員がおっしゃったように、基本的、基礎的なことについては継続していかないといけないのではないかと感じておまして、その継続していく中での変革ということで、例えば資料を配布する方法を、紙で配布していたものをスマートフォン等への通知に変えていくというようなことは、今後、必要なことではないかと思っています。

成果が上がったり、下がったりするということも分析しながらだとは思いますが、アプローチの方法を変えていくことも事業を廃止する一つの理由だと思います。ただし、達成したものに関して、事業を廃止するということに、少し違和感がありまして、うまくいっていない部分に関しては、事業を変えてうまくいかせるようにする、もしくはその事業自体をやめて違うものにアプローチを変えるというのが認識としてあるのですが、達成したものについて、それをやめて違うことをするということはどうなのか。成果が出ているものに対して、そこをもう少し深くアプローチしていくということも今後必要なのではないかと思うのですが、その辺りはどのように捉えたら良いでしょうか。

教育総務課長 まさにこの点検・評価のあり方についてのお話だと思います。

今回の対象事業自体が、いたばし学び支援プラン2018の事業を中心に点検・評価をしておりますが、3年間の計画の中での達成度合いということで、「達成」という評価評語が出てくるということも確かにあるのですが、ただし、そこまで達成したところで、先ほどのお話にあったように、その後、継続していくこと

とで、さらに発展する部分があるという話になってくるのだと思います。

その部分は、来年度、この学び支援プラン2021の対象事業というところに視点を当てていきますので、その部分でいいますと、継続して計画事業としてこの後の3年間も見えていくものについてはしっかりここで評価・点検をしていくという形になると思っています。そのような意味では、計画事業のあり方とこの点検・評価が並行して進んでいるという考え方なのではないかと思っています。

決して事業が廃止になったから、しっかり見ていくことをやめてしまうということではなくて、これまでの成果をベースとして、さらに発展していくのは当たり前であって、重点化する必要があれば、計画事業として載せていくという考え方ののだと思っています。

松澤委員 基本的には点検・評価について、一次評価、外部評価とあって、最終的に二次評価で決定をする教育委員の立場としましては、その問題が本当に重要で、今後、予算を投じてやっていただきたいかということを重点的に見ております。

私が内容を判断する一番の基準は、その関係各部署がその評価に対してどれだけ成果を上げられたのかに集約します。

そして、目標を達成して大変成果を上げている事業に対して、予算を削ってしまうという概念は、非常にもったいないのではないかと思います。

予算を違うところに持っていく理由というのは、その事業がうまくいっていないから、やめることになったということだと思います。それがスクラップビルドという考え方だと思うのですが、それが良いものをやめてしまって、また一から新しいものをやりますという、その概念自体を、評価する際に、どのように判断したら良いのかということを考えてしまいます。

例えば「順調」や「概ね順調」という評価評語の事業は継続する一方、「達成」という評価評語の事業を廃止する、すなわちなくすということですよ。

そこが、例えば目標を達成したから、次の目標にステップアップするということなら分かるのですが、事業の目標を達成しているのにもかかわらず、事業がなくなることになります。

次の事業をやる理由として、例えば行政サービスのあり方として考えてしまうと、良いサービスを提供している事業をやめて、良いサービスを提供できるか分からない事業を新しく立ち上げますというところに税金を使うということに対して、少しきつい言い方になりますが、住民の方は納得できないのではないかと思います。

特に保護者の方からは、良い事業に対してもっとお金を使ってほしい、良い先生に対して、もっと給料を上げてほしいというようなお話を、実際に私も聞くことがあります。

また、ある事業の中でも、管理職だけではなく、区の職員一人一人が一生懸命にやっている姿をよく見えています。

例えば学校支援地域本部を立ち上げた方など、一生懸命やってきて、それが成果として表れて、その達成したものに対して、次の人につなげていくということ

が本来の姿なのではないかと思えます。

それでも、事業を達成したから、次の事業にいきますというような方針であれば従うしかないのですが、職員の方が努力した成果がなければ、「達成」という成果は出ないものだと思います。

確かに達成したものについて、これで一区切りを付けます、次にもっと大きな問題が出てきたので、そちらに力を入れますということであれば良いのですが、そうしたことが明確ではなく新しい事業を始めるということであれば、今まで達成できている良い事業を継続していただいた方が良いのではないかと、先ほどのお話を伺っていると思ってしまいました。

先ほどのお話の中にあつた、フィードバック学習から読み解く力の育成に変えるというのは、当然、納得できるのですが、小学校に入る前に身に付けたい10の生活習慣など基礎的なことに関しては、継続し続ける方が大事なのではないかと思いますので、評価については少し考えていただきたいと思いました。

教 育 長 資料「総-2」の4ページですが、想定される「評価評語」と「改善の方向性」の組み合わせという表が出ています。この中で、評価評語「達成」の組み合わせには「事業の廃止」というところと、その右側の※印の付いたところに○印がありますが、これはどのようなことを意味しているのでしょうか。

つまり「達成」という評価評語になった場合には「事業の廃止」というものを選択するというようなシステムということでしょうか。

教育総務課長 考え方として、事業の内容によっても違ってくると思えます。

例えばいわゆるイベント系など、その年度で終わるような事業については、達成して、別の取組をまた模索していくという話はあるのですが、成果を上げて、それを継続すべきというものがあれば、当然、予算編成の中に整理して続けていくという話になってきます。

そうしたことが、予算の重点化という話になるかと思っているのですが、一方で、成果がなかなか上がらないため、手法を見直していくという意味で、予算でそれを反映させるというやり方もありますし、ある程度、成果が上って継続すべきものについては、それは、当然、継続していくという話になると思えます。

松 澤 委 員 今のお話ですと、達成したものでも、継続するものもあれば、継続しないものもあるということになるかと思えます。その辺りについて、やはり明確にしなければいけないのではないかと思います。

例えば建物を改築し、予算内でとてもパフォーマンスの良いものができて、達成しましたということになれば、もう次の建物の改築に移って良いと思えます。

一方で、例えば子どもたちは、幼稚園や保育園等に通ってから、小学校に入ります。小学校に入って、そこで達成ではなくて、小学校に入る子どもが毎年います。つまり継続していくわけであって、そのような継続する事業に対しては継続すべきだと思います。

不登校の問題に対してもそうなのですが、不登校の問題に対しては、アプローチの視点を変えることで改善していく方が効果的だと思っていて、その問題に対しての取組は永遠の問題だと思っています。

不登校がなくなったから、もうそこで終わりということではなくて、なくなった状態を永遠に保っていくためにはどうしたら良いのかを、常に考え続けなければいけないと思っています。

義務教育の根本として、学校に子どもたちが通えるというのが一番理想だと思っていますし、そのようなことを、全員が同じ意見でなくても良いとは思いますが、それを根本的に評価する場合に、評価評語という一定のルールの中でやる以上は、その認識を統一しなければいけないと思います。

例えば達成していることに対し、良い評価をしたいから「達成」を選ぶことにより、事業が廃止してしまうようなことになってしまっただけではいけないですし、事業を残したいから、あえて「順調」を選んで事業を継続させるようなことも好ましいこととは言えないと思います。

教育総務課長 恐らく、松澤委員と私とお互いの考えているところは同じだと思います。ただし、仕組み上の見解という辺りで整理されていない部分があるかもしれませんので、工夫してご説明できるようにしたいと思います。

高野委員 既に学び支援プラン2021がスタートしています。

この時期に、私たちがこの学び支援プラン2018の点検・評価をするわけですが毎年、点検・評価するときには前年度のものを行うので、理解はしているのですが、そこに違和感があります。

また、評価や報告書などを拝見させていただくと、事業や施策の結果について、その先について書いているものが混在している印象です。

今まで、達成はしてきたが、さらにこのようにできるだろう、だから、このように次の学び支援プランでは行っていきたいというような内容が書いてあるところも多く見受けられます。

ですから、今、松澤委員がおっしゃっていたことなのでしょうが、計画はすでにできている状態、私たちも一緒に学び支援プランについては話し合っただけで、そして今スタートしているわけなのですが、報告書の中に、達成して終わりではなくて、その次に続ける、さらに良くしていく、そのような気持ちで皆さん取り組んでいただいていると思うのですが、それが私たちにも伝わるような書き方をしていただければ、私たちも評価するときには先を見通した評価ができるのではないかと思います。振り返って、ここが悪い、ここがどうだったというような評価をしても意味がないと思っています。

先につながるものということで、結果だけではなく、大きな目標を達成するためにどうしていきたいかというところを書いていただくと、より詳しく分かって評価がしやすいのではないかと考えております。

教 育 長 この制度自体にタイムラグがあるということなのだと思います。

本来であれば、前年度の終わりにやるべきことが新年度になっているということで、これが評価のための評価ではなくて、今年度以降につなげていくという意味合いで、お2人の委員からおっしゃっていただいているのだと思うのですが、実際には、今回、学び支援プラン2021ができていますので、恐らくこの評価結果といったものが、学び支援プラン2021に、当然、還元されているということは問題ないと思います。

ただし、「工夫して継続」や「事業手法の見直し」や「目標値・指標の見直し」などというように出している以上は、その具体がきちんと示されるようにしておかないと、評価のための評価で終わってしまうと思います。

「工夫して継続」や「事業手法の見直し」というものもいくつかあるので、改善の方向性で捉えるだけではなくて、具体的にどうしていくのかということがうまく伝わるような工夫も必要なのではないかと思っています。

例えば不登校改善重点事業というものがあります。別紙1の7ページの事業番号31ですが「停滞」という評価評語で「事業手法の見直し」となっています。

これは、都から加配教員が1名ついているのですが、この活用という辺りを意図しているのであれば、具体的にこれまでとどう変えていくのかという辺りを、ぜひ、指導室は学校現場と協議しながら進めていくといったようなことを「見える化」してくれないと、単なる評価で終わってしまうというところはあるのではないかと思いますので、我々もそこを二次評価の中に加えていきたいと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

3. 榛名林間学園の指定管理者の公募及び選定について

(生-1・生涯学習課)

教 育 長 それでは、報告3「榛名林間学園の指定管理者の公募及び選定」について、生涯学習課長から報告願ひます。

生涯学習課長 それでは、「榛名林間学園の指定管理者の公募及び選定」についてご説明させていただきます。

資料は、「生-1」をご覧ください。

榛名林間学園は指定管理者に施設の管理運営を任せておりまして、今年度が指定管理期間5年間の最終年度となります。

つきましては、来年度以降の指定管理者を選定すべく、選定作業を進めてまいります。

資料の1ページ目でございます。

榛名林間学園の所在地、現在の指定管理者、指定管理期間は1に表記のとおり

でございます。

新たな指定管理期間は4のとおり、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間となります。

資料の2ページ目、今後のスケジュールでございます。

公募は6月15日土曜日から始まります。

7月3日に現地説明会を開催しまして、8月に第一次審査、9月に第二次審査として、事業者によるプレゼンテーションを行います。

第二次審査を経て選定していきます。

区議会第四定例会に議案として提出して、年度内の契約締結をめざしてまいります。

なお、資料にはございませんが、5月24日に第1回目の選定委員会を実施してございます。

選定委員会の構成につきましては、資料の3ページ目、要綱第4条のとおりでございます。

小学校PTA連合会の代表の方、青少年健全育成地区委員会の代表の方、小学校校長会の代表の方、教育委員、また、教育委員会事務局からも参加しまして、委員は8名構成となります。

第1回選定委員会でご確認、ご議論いただいた内容は、資料の3ページ目からの選定に関する要綱の部分と6ページ目からの選定に関する要領の部分、こちらをご確認いただいた後、資料の8ページ目からの選定基準についてご議論いただいたところでございます。

まず、資料の8ページ目からの選定基準についてですが、第一次審査につきましては参加資格要件と経営基盤でございます。

参加資格要件につきましては、入札参加停止になっていないことや、税の滞納がないことなど、基本的な項目の要件確認でございますので、事務局において審査しまして、次の経営基盤につきましては、東京税理士会板橋支部に委託して、経営状況分析・評価をもって審査することとします。

書類で確認することでありますので、特に選定委員会を開催しないで第一次審査を行ってまいります。

資料の9ページ目以降の第二次審査ですが、こちらは各事業者からプレゼンテーションを受けまして、表記の審査項目ごとに採点して審査してまいります。

審査項目で重きを置いた部分としましては、⑤の項目、魅力ある食事内容の提案・計画、安全性・衛生管理・利用促進策の部分と、⑦の項目、学校及び青少年健全育成団体等との事業連携の部分でございます。

食物アレルギーへの個別対応や学校、青健団体との連携などは林間学園にとって特段に配慮すべき点でございますので、配点を高くしてございます。

選定委員の持ち点は100点でございますので、選定委員8名ですので、全体で800点満点です。その5割、400点を最低基準点として、これを下回った場合は候補団体として選定しないということになります。

資料の11ページ目以降は実際の採点表となっております。

選定結果などにつきましては、追って教育委員会にも報告してまいります。
説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。
よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

4. 板橋区立郷土芸能伝承館の指定管理者の公募及び選定について

(生－2・生涯学習課)

教 育 長 それでは、報告4「板橋区立郷土芸能伝承館の指定管理者の公募及び選定」について、生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長 板橋区立郷土芸能伝承館の指定管理者の公募及び選定についてご説明させていただきます。

資料は、「生－2」をご覧ください。

先ほどの榛名林間学園と同様に、今年度が指定管理期間5年間の最終年度となります。

来年度以降の指定管理者を選定すべく、選定作業を進めてまいります。

資料の1ページ目でございます。

1、郷土芸能伝承館の所在地、現在の指定管理者、指定期間は表記のとおりでございます。

新たな指定管理期間は、4のとおり、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間となります。

資料の2ページ目、今後のスケジュールが載っております。

公募開始は6月15日土曜日からで、7月2日に現地説明会を開催いたしまして、8月に第一次審査、9月に第二次審査、こちらは事業者によるプレゼンテーションを行いまして選定してまいります。

区議会第四定例会に議案として提出して、年度内の契約締結をめざしてまいります。

こちら、資料にはないのですが、5月27日に第1回目の選定委員会を実施してございます。

選定委員会の構成につきましては、資料の3ページ目、要綱第4条のとおりでございます。

郷土芸能伝承館の企画・運営協議会委員、そして板橋区の職員で、全5名の構成員となっております。

第1回選定委員会でご確認、ご議論いただいた内容でございますが、資料の3ページ目からの選定に関する要綱と、6ページ目からの選定に関する要領の部分、そして、8ページ目からの選定基準についてでございます。

まず、資料の8ページ目からの選定基準でございますが、第一次審査については、参加資格要件と経営基盤でございます。

こちらにつきましては、榛名林間学園と同様、基本的な資格要件の確認ですので、事務局において審査して、特に選定委員会を開催しないことといたします。

資料の9ページ目、第二次審査になります。各事業者からプレゼンテーションを受けまして、表記の審査項目ごとに採点して審査していきます。

審査項目で重きを置いた部分です。

⑤の項目、魅力ある提案内容・事業計画、利用促進策の部分と、⑧の項目、施設の有効活用、サービス向上につながる自主事業等の部分でございます。

昨年度から、郷土芸能伝承館につきましては自主事業ができるように年度協定に追記してございます。

PR不足と利用率向上が課題となっておりますので、この部分については配点を高くしているところでございます。

各選定委員の持ち点は、お1人100点でございます。選定委員5名ですので、全体で500点満点です。その6割となります300点を最低基準点として、これを下回った場合は候補団体として選定しないこととなります。

資料の11ページ目以降は実際の採点表となっております。

結果につきましては、追って教育委員会に報告していきたいと考えております。説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。
よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 次に、教育委員会次第にはありませんが、追加報告事項はありますでしょうか。
よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 それでは、以上をもちまして、本日の教育委員会を終了いたします。
ありがとうございました。

午前 10時 55分 閉会